平成２５年（フ）第２５２号
宮崎市東大宮４丁目17番２号
債務者　松浦　智子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６８号
宮崎市恒久６丁目15番地１　サンケイマンション第６ビル310号、前住所宮崎市大字赤江1221番地２
債務者　河野　一美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５２号
鹿児島県大島郡伊仙町大字崎原1192番地
債務者　伊田　晴美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第８８号
鹿児島県曽於市財部町南俣3174番地１
債務者　池田千登勢
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
鹿児島県薩摩川内市冷水町421番地１、前住所兵庫県丹波市氷上町上新庄1125番地１
債務者　松元　亜弓
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
鹿児島県出水市境町2477番地、前住所大阪府東大阪市吉田７丁目６番29号
債務者　今村　真弘
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
山形県最上郡最上町大字志茂1472番地の２
債務者　齊藤　圭子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１１１６号
京都市右京区嵯峨新宮町１番地73、前住所京都市右京区梅津上田町１番地の18
債務者　笠原　正人
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県豊岡市日高町道場141番地
債務者　伊原美智乃
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
徳島市上助任町三本松370番地の７
債務者　林　ヒロコ
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
福岡県田川市大字奈良1534番地５　大浦団地県住６棟305号、前住所福岡県田川郡川崎町大字池尻458番地の４
債務者　清川　咲姫（旧姓政時）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第８５号
福岡県田川郡香春町大字中津原2176番地
債務者　南　志保美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第８６号
福岡県田川郡香春町大字中津原2176番地
債務者　岩本　初義
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３５０号
大分市新町11番１号　伊藤ビル３Ｆ
債務者　岡部　奈美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５１号
大分市田室町９番80号　アーバン田室227
債務者　高山　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
福島県郡山市安積町長久保３丁目32番地の４　サンビレッジ安積Ｃ―102号
債務者　柴田　忠信
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
和歌山市西庄1044番地の33　セジュール２番館108
債務者　北口勇次こと　李　　種培
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係